TOSHIBA　東芝体育館用ガード取扱説明書

保管用

ガード形名	ZG−438N	ZG−1038N
適合ランプホルダー	Y−39S2	

このたびは東芝体育館用ガードをお買いあげいただきまして、まことにありがとうございました。
お求めの器具を正しく使っていただくために、この取扱説明書をよくお読みください。　●素人工事は法律で禁じられております。
この取扱説明書は同種類の器具と共通になっておりますので、お求めの器具と姿図がちがっている場合があります。

■安全上のご注意

商品および取扱説明書には、お使いになる方や他人への危害と財産の損傷を未然に防ぎ、商品を安全に正しくお使いいただくために、重要な内容を記載しています。

■工事店様へ　施工上のご注意

●工事が終了しましたら、この説明書は必ずお客様へお渡しください。

⚠ 警告　この表示を無視して、誤った取扱をすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示します。

- ●器具の取り付けは、取扱説明書に従って行ってください。取り付けに不備がありますと器具落下，感電，火災の原因となります。　取り付け
- ●アース工事は電気設備の技術基準に従い確実に行ってください。アースが不完全な場合は、感電の原因となります。〔D種（第3種）接地工事〕　アース工事
- ●器具の取り付けには方向性があります。取扱説明書に従って行ってください。指定以外の取り付けを行うと器具落下，感電，火災の原因となります。　方向性
- ●器具の取り付けは、重量に耐える所に取扱説明書に従って行ってください。取り付けに不備がありますと器具落下の原因となります。　重　量
- ●器具を改造したり、部分を変更して使用しないでください。器具落下，感電，火災などの原因となります。　改　造
- ●この器具は、腐食性ガス雰囲気場所には使用できません。そのまま使用しますと、変質，変色，絶縁不良，器具落下の原因となります。　腐食性ガス
- ●この器具は、激しい振動・衝撃の加わる可能性がある場所、常時振動のある場所では使用しないでください。そのまま使用しますと、絶縁不良，破損の原因となります。　振動の激しい場所
- ●この器具は、屋内専用ですので、風の吹く場所には使用できません。そのまま使用しますと器具落下の原因となります。　風

⚠ 注意　この表示を無視して、誤った取扱をすると、人が障害を負う危険が想定される場合および物的損害の発生が想定される内容を示します。

- ●この器具は室内用です。屋外で間違えて使用しますと、湿気水気の浸入により、絶縁不良，感電などの原因となります。　屋　外
- ●周囲温度は、5～35℃以外では使用しないでください。火災の原因となります。　温　度

●お客様はお読みになったあとも必ず保存してください。

■お客様へ　使用上のご注意

⚠ 警告　この表示を無視して、誤った取扱をすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示します。

- ●ランプ交換やお手入れの際は、取扱説明書に従って行ってください。器具落下，感電，火災の原因になります。　ランプ交換
- ●ランプ交換やお手入れの際は、必ず電源を切ってください。感電の原因となります。　電源を切って
- ●ランプ交換などにより、カバー，グローブ，反射板，ランプなどを外し、再度取付ける場合は、取扱説明書に従って行ってください。取り付けに不備がありますと器具落下の原因となります。　取り付け
- ●器具に似布や紙などの可燃物で覆ったり、被せたり、燃えやすいものを近づけたりしないでください。火災の原因となります。　可燃物

⚠ 注意　この表示を無視して、誤った取扱をすると、人が障害を負う危険が想定される場合および物的損害の発生が想定される内容を示します。

- ●点灯中および消灯直後はランプや器具が高温となっていますので、手を触れないでください。やけどの原因となります。　ランプ交換
- ●器具を水洗いしないでください。感電，故障の原因となります。　水洗い
- ●器具を洗剤・薬品などでふいたり殺虫剤をかけたりしないでください。器具の破損,器具落下,感電などの原因となります。
- ●金属部をクレンザーやたわしで磨かないでください。傷つけたり、腐食の原因となります。　金属部分
- ●ランプを清掃する際は、ランプを器具から外して乾いた布で拭いてください。　ランプ清掃
- ●この器具の平均的な寿命の目安は、使用条件，使用環境により異なりますが、約10年です。（定期的に工事店などの専門家による点検を実施してください。）　寿　命

■器具の取り付けかた

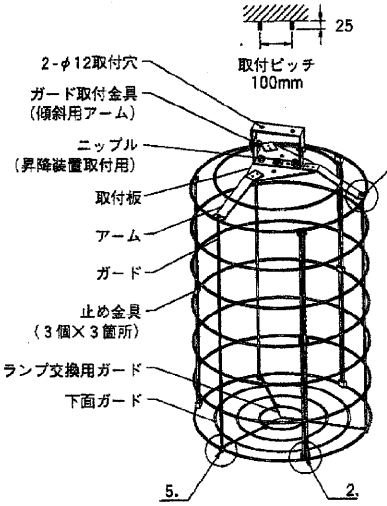

(図1)

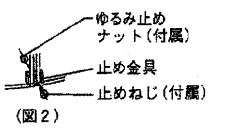

(図2)

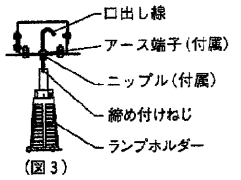

(図3)

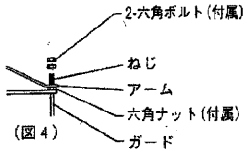

(図4)

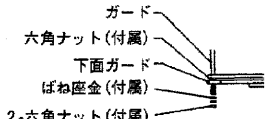

(図5)

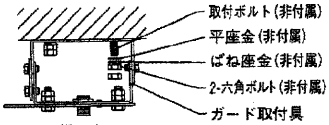

(図6)

1. ガード取り付け場所に、取り付けボルト（M10）を確実に施工してください。（図1）
取付ピッチ100mm、出幅25mm

2. ガードを平らな床面に置き、止め金具を使用して止めねじで確実に締め付けて組み立ててください。（図2）

3. ランプホルダーの口出し線をニップルに通線した後、ニップルにランプソケットをねじ込んで締め付けねじで確実に固定してください。（図3）
取り付けに不備があると落下の原因となります。

4. ガードをアームに六角ナットを用いて確実に固定してください。（図4）
注）ナットは必ずダブルナットで締め付けてください。
取り付けに不備があると落下の原因となります。

5. ランプ交換用ガード，下面ガードをガードに六角ナット，ばね座金を用いて確実に固定してください。（図5）
注）ナットは必ずダブルナットで締め付けてください。
取り付けに不備があると落下の原因となります。

6. 組立済ガードの取付金具の2ヶ所の取付穴を使用して取り付けボルトに確実に固定してください。（図6）
注）ナットは必ずダブルナットで締め付けてください。
取り付けに不備があると落下の原因となります。

7. ランプホルダーの口出し線を接続してください。

8. ガードのアース端子を用いて、接地工事を行ってください。
（D種（第3種）接地工事）。
接地に不備があると感電の原因となります。

9. ガードおよび昇降装置は必ず垂直に取付けてください。（±2°以内）

■ランプの交換のしかた

（1）電源を切ってください。
（2）ランプ交換用ガードをはずしてください。
（3）ランプをはずしてください。
（4）新しいランプを装着してください。装着に不備があると不点灯、絶縁不良の原因となります。
※ランプ交換の際は、必ず適合ランプをご使用ください。適合ランプ以外を使用しますとランプの破損,不点灯,安定器の焼損,器具の変形,変色,火災の原因となります。
（5）ランプ交換用ガードを取り付けてください。

■修理サービス

ご使用中または、定期点検において異常が生じたときは、お使いになるのをやめ、電源を切って、お買いあげの販売店（工事店）、またはお近くの東芝家電修理ご相談センターにご相談ください。
なお、ご相談されるときは、器具の形名およびお買いあげ時期をお忘れなくお知らせください。

保証について

・保証期間は、商品お買い上げ日より1年間です。ただし、蛍光灯器具・HID器具の安定器（インバータバラスト含む）に付いては3年間です。
・ランプ、点灯管、蓄電池などの消耗品やセード、リモコン送信機は対象外です。
・24時間連続使用など、1日20時間以上の長時間使用の場合は、上記の半分の期間とします。
・取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書に従った使用状態で保証期間内に故障した場合には、無償修理とさせていただきます。

修理を依頼されるとき

・保証期間中は、お買い上げ日を特定できるものを添えてお買い上げの販売店（工事店）までお申し出ください。
・保証期間を過ぎている時は、お買い上げの販売店（工事店）にご相談ください。修理によって機能が維持できる場合は、ご希望により有料修理させていただきます。
・アフターサービスについてご不明な点並びに修理に関するご相談は、お買い上げの販売店（工事店）又は東芝家電修理ご相談センターにお問い合わせください。
その際は、器具の形名、お買い上げ時期をお忘れなくお知らせください。

・ご転居されたり、贈答品などで販売店に修理のご相談ができない場合
『東芝家電修理ご相談センター』 0120-1048-41
・新製品などの商品選び、お取扱・お手入れ方法などのご相談
『東芝家電ご相談センター』 0120-1048-86
携帯電話・PHSからのご利用は (03)3426-1048（有料）
＊フリーダイヤルは、携帯電話・PHSなどの一部の電話ではご利用になれません。

電話で 365日 24時間 お応えします

部品に付いて

・修理のために取り外した部品は、特段のお申し出がない場合は弊社にて引き取らせていただきます。
・修理の際、弊社の品質基準に適合した再利用部品を使用することがあります。
・補修用性能部品の保有期間
弊社は、この照明器具の補修用性能部品を製造打切後6年保有しています。補修用性能部品とは、その製品の機能を維持するために必要な部品です。（セード・グローブなどは含まれません。）

保証の免責事項

1. 保証期間内でも次の場合には原則として有料にさせていただきます。
(1) 使用上の誤りおよび不当な修理や改造による故障及び損傷
(2) お買い上げ後の取り付け場所移設、輸送、落下などによる故障及び損傷
(3) 火災、地震、水害、落雷その他天災地変、異常電圧、指定外の使用電源（電圧、周波数）などによる故障及び損傷
(4) 車両、船舶等に搭載された場合に生じる故障及び損傷
(5) 施工上の不備に起因する故障や不具合
(6) 法令、取扱説明書で要求される保守点検を行わないことによる故障及び損傷
(7) 日本国内以外での使用による故障及び損傷
2. 離島及び離島に準ずる遠隔地への出張修理を行った場合には出張に要する実費を申し受けます。

東芝ライテック株式会社 電材照明社　〒140-8660 東京都品川区南品川2-2-13（南品川JNビル）　TEL(03)5463-8776

お客様はお読みになったあとも必ず保存してください。

0031016B